

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 2 9 号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和 6 0 年亀岡市規則第 1 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号中「4 8 万円」を「5 8 万円」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年度の市民税及び府民
税の課税分から適用する。